

## 函館市認可外保育施設指導監督要綱

### (目的および原則)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項もしくは第35条第4項の認可または就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設もしくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設または認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む。以下「認可外保育施設」という。）について、法第59条各項に基づく調査および指導監督等の実施に関する基本事項を定め、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 指導監督の実施およびその基準は、平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」における「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準等」という。）ならびに平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（以下「第0121002号通知」という。）を原則とし、本要綱に特別の定めがないものについては、両通知の内容によるものとする。

### (認可外保育施設の区分)

第2条 この要綱において、認可外保育施設の区分は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 事業所内保育施設

事業所における従業員の子どもの児童を対象として、保育室等保育に必要な設備を有し、専任の保育従事者により集団的に保育を行って

いるもの

(2) 院内保育施設

事業所内保育施設であって、当該事業所の事業内容が病院等の医療関係であるもの

(3) ベビーホテル

宿泊を伴う保育、夜間保育または時間単位での一時預かりのいずれかを行っているもので、(1)および(2)以外のもの

(4) その他認可外保育施設

(1)から(3)までのいずれにも該当しないもの

2 「宿泊を伴う保育」、「夜間保育」、「時間単位の一時的預かりを行っているもの」の定義は、次のとおりとする。

(1) 「宿泊を伴う保育」とは、午前2時を超え、午前7時までの時間帯の全部または一部を含んで保育を行うものをいう。

(2) 「夜間保育」とは、午後8時を超え、午前2時までの時間帯の全部または一部を含んで保育を行うものであって、「宿泊を伴う保育」に該当するもの以外をいう。

(3) 「時間単位の一時的預かりを行っているもの」とは、在籍児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めているものをいう。

(指導監督事項およびその方法)

第3条 指導監督は、指導監督基準等に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数および施設設備等について行うものとする。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、市長が認めた場合は、指導監督基準等の一部を適用しないことができる。

2 指導監督は、第6条から第14条までに定めるところによるものとする。

(事前指導)

第4条 市長は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨および内容等を説明するとともに、法など関係法令および指導監督基準等の遵守を求めるものとする。

2 前項の場合において、当該認可外保育施設が法に基づく届出対象

施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導するものとする。

(届出対象施設への指導)

第5条 市長は、認可外保育施設が法に基づく届出対象施設であるにもかかわらず、当該届出を行っていないことが判明した場合は、開設後1か月以内に届け出るよう指導するものとする。

2 市長は、届出対象施設であるが、開設後1か月を経過後も届出を行っていない施設を把握した場合には、期限を付して届出を行うよう求めるものとする。届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても、同様とする。

(通常の指導監督)

第6条 通常の指導監督は、報告徴収および立入調査により行うものとする。指導監督に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨および内容等を明らかにし、関係者の理解および協力が得られるよう努めるものとする。

(報告徴収)

第7条 市長は、すべての認可外保育施設の設置者または管理者（以下、「設置者等」という。）に対して、法第59条第1項および第59条の2の5第1項に基づき、運営状況の報告を求めるものとする。

2 市長は、設置者等に対して、次のような場合についても報告を求めるものとする。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合

(2) 当該施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所および家庭の状況等

(3) 届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）で定める事項に変更を生じた場合

(4) 届出対象施設については、当該施設を廃止し、または休止した場合

3 市長は、設置者等から第1項および第2項に基づく報告がない場合については、期限を付して報告を求めるものとする。

4 市長は、当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、重大な事故または長期滞在児の報告はないが、その事実が判明または強く疑われる場合、利用者から苦情や相談または事故に関する情報等が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、設置者等に対し、随時、特別に報告を求めるものとする。なお、この場合においては、必要に応じて第8条第2項に規定する特別立入調査を行うものとする。

#### (立入調査)

第8条 市長は、届出対象施設については、年1回以上立入調査を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、ベビーホテルを除き、2年に1回以上とすることができる。

また、届出対象施設以外の認可外保育施設については、原則2年に1回以上立入調査を行うものとする。

2 市長は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）または利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施するものとする。

3 市長は、認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をするものとする。

#### (立入調査の手順)

第9条 市長は、毎年度ごとに立入調査の実施計画を立てるものとし、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設に対する重点的な指導に配慮するものとする。

2 市長は、認可外保育施設に関する関係法令等に係る十分な知識と

経験を有する者（やむを得ない場合は、知識と経験を有する者）を立入調査を行う者（以下「立入調査員」という。）として指定し、法第59条第1項に規定する証票（以下「立入調査員証」という。）を交付するものとする。

なお、立入調査に当たっては必要に応じ、関係部局と連携して調査・指導を行うことができるものとする。

- 3 立入調査員の指定を解除されたときは、立入調査員証を返納するものとする。
- 4 立入調査の実施に当たっては2名以上で行うものとし、立入調査員は必ず立入調査員証を携帯するものとする。
- 5 市長は、年度途中で新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。
- 6 市長は、立入調査を行う認可外保育施設の設置者または管理者に対し、立入調査の期日を事前に通告するものとする。ただし、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合または児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、実施する特別立入調査の目的に照らして、必要に応じて、事前通告せずに特別立入調査を実施することができるものとする。
- 7 立入調査における調査、質問等は、原則、設置者等に対して行うこととするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取することができるものとする。また、施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとし、施設への立入調査の際には利用児童の様子を確認するものとする。

（立入調査後の対応）

第10条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令または施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図るものとする。

- 2 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等を満たしていると認められる施設に対しては、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

(改善指導)

第11条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、改善指導を行うものとする。

2 市長は、改善指導を行う場合には、文書指導または口頭指導の別を明示し、おおむね1か月以内に、法第59条第3項に基づく改善勧告および同条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知するものとする。

3 市長は、前項の場合、おおむね1か月以内の回答期限を付して、文書により改善報告を求めるものとする。なお、改善に時間を要する事項については、おおむね1か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。

4 文書指導の基準は、「第0121002号通知」の「別表 評価基準」に基づき、おおむね次に該当するものとするが、その都度判断することとする。

(1) その運営に著しく適正を欠く等、特に大きな問題がある事項に関する指導。

なお、特に大きな問題があると認められる事項は、次のような事例をいうものとする。

ア 施設設備に重大な欠陥や不備がある。

イ 関係法令・通知に関し違反行為がある（利用者の生命・身体・精神・人権に関わる大きな問題があるもの、または、職員に関する基本的な書類が不備等）。

ウ 不祥事が発生した（利用者の生命・身体・精神・人権に関わる問題）。

エ 保育計画や保育経過に関する記録がない等保育所保育指針が考慮されていない不適切な保育内容である。

オ 緊急時に対する準備が不十分である。

カ 利用者（保護者）に対する情報提供・説明等が著しく不備である。

キ その他文書指導が適当と認められる場合。

(2) 3年間改善が図られていない同一の口頭指導の事項に関する指導。

5 市長は、改善指導に係る回答または提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者等に対する出頭要請や

施設または事務所に対する特別立入調査を行うものとする。回答期限が経過しても報告または提出がない場合についても、同様とする。

(改善勧告)

第12条 市長は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うものとする。

2 前項の改善勧告を行う場合には、期限までに改善されなければ、公表、事業停止命令または施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示したうえ、おおむね1か月以内の回答期限を付して通知するものとする。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する時間を考慮して3年以内の適切な期限を付して移転を勧告するものとする。

3 第1項に規定する改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前にまたは事後速やかに、児童相談所および児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等について調整を図るものとする。

4 市長は、改善勧告を受けた設置者等から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うものとする。回答期限が経過して報告がない場合についても、同様とする。また、必要に応じて、改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めるものとする。

5 市長は、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、法第59条第4項に基づき改善勧告の内容および改善が行われていない状況について公表し、利用者への周知を図るものとする。

(事業停止命令または施設閉鎖命令)

第13条 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、または、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、事業停止または施設閉鎖を命ずるものとする。この場合において、あらかじめ

函館市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「児童福祉専門分科会」という。）の意見を聴くものとする。

- 2 事業停止命令とは、期限または条件を付して、当該保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分であり、期限または条件の設定に当たっては、改善すべき内容や程度、児童処遇上の影響等を総合的に判断し、処分の理由となった原因が改善されるまでの期間または一定期間に改善すること等を条件とする。
- 3 施設閉鎖命令とは、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分であり、当該処分は、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性があると認められる場合に適用する。
  - (1) 児童虐待等の重大な事故が発生し、施設側に故意または重大な過失があることが明白であると認められる場合
  - (2) 再三にわたる改善指導、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われず、自主的な是正や改善が図られることが明らかに見込めないと認められる場合
  - (3) 当該施設の設置者等が施設を運営する事業に関し、他の法令に違反して行政処分または司法処分を受けた場合であって、その違反行為が悪質なものと認められる場合
  - (4) 上記(1)、(2)および(3)に準じるものと認められる場合
- 4 市長は、事業停止命令または施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前にまたは事後速やかに、児童相談所および児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。
- 5 市長は、事業停止命令または施設閉鎖命令を行おうとする場合は、当該施設の設置者または管理者に対し、事前に弁明の機会を付与するものとする。
- 6 市長は、弁明書の提出を受けた後または提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉専門分科会の意見を聴くものとする。
- 7 市長は、児童福祉専門分科会の意見を聴き、事業停止または施設閉鎖を命ずることが適当と認められる場合は、速やかに事業停止または施設閉鎖を命ずるものとする。通常は、事業停止命令をまず検



討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発するものとする。

- 8 市長は、事業停止または施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者等の氏名、処分の内容等について原則公表するものとする。ただし、公表することで、個人のプライバシーを侵害する恐れがある場合など、他に保護すべき利益がある場合については、この限りでない。

(緊急時の対応)

第14条 市長は、児童の福祉を確保すべき緊急の必要がある場合は、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令または施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うものとする。

- 2 市長は、児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うものとする。

(1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

- 3 市長は、児童の生命または身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ児童福祉専門分科会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止または施設閉鎖を命じることができるものとする。この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉専門分科会に対しては、事後速やかに報告すれば足りるものとする。

(一般への情報提供)

第15条 市長は、市民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供するものとする。

(記録の整備)

第16条 市長は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。